

21消安第14502号

平成22年3月25日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

ドイツから日本向けに輸出される家きん等の輸入停止措置の解除について

ドイツから日本向けに輸出される家きん及び家きん肉等の輸入停止措置については、平成20年10月14日付け20消安第7717号消費・安全局長通知によりお知らせしているところである。

今般、ドイツ家畜衛生当局から提供された情報により、同国における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、当該輸入停止措置を下記のとおり解除するので、動物検疫に当たっては的確に対応されたい。

記

1 輸入停止措置を解除する対象品目

- (1) 家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類並びに平成22年3月25日以降に孵化したそれらの初生ひなに限る。以下同じ。）
- (2) 平成22年3月25日以降に採卵された家きんの種卵
- (3) 平成22年3月25日以降に採卵された家きんの卵及びその加工品

2 羽毛については、輸入検査時の消毒措置対象から除外する。

3 なお、家きん肉等については、現在、輸入条件の協議を行っているところであり、引き続き輸入停止措置を講じることとする。